

「誹謗中傷」(基本)

1. 指導対象

小学校高学年～高校1年生

2. 指導意図

インターネットを活用することで、かつての手段では考えられなかったほどの広範囲を対象としてコミュニケーションを行うことが可能になった。この反面、インターネットの特性のひとつである匿名性での不特定多数への情報発信が、いとも簡単にできるようになっている。ここでは、電子掲示板を利用した誹謗中傷がどのような影響を与えるのか、併せてその行為の愚かさを知る。

3. 指導目標

他人の悪口を書いて喜ぶ行為の愚かさについて知る。

「ばれなければ書いてもいいだろう」という考え方の愚かさについて知る。

インターネットでの行為が自分のノートに悪口を書く行為とは全く違うことを知る。

(インターネット上の掲示板は不特定多数の人が見ること)

どのコンピュータから何年何月何日に書き込んだのかという記録が残されることを知る。(システムに関する知識)

4. 代表的な授業展開例(一斉授業の例)

教室での一斉授業形態で実施する場合、教師側には教材提示用の端末1台と、プロジェクターを用意し、生徒側にはグループごとに1台以上の端末があることが望ましい。

(1) 電子掲示板についての説明

- ・ 掲示板を使うと遠く離れた人と情報交換ができること
- ・ たくさんの人と情報交換ができること
- ・ だれでも利用できること

(2) 掲示板を使って見せる。

- ・ イン트라ネット上に掲示板システムがあるならば、実際に書きこみを行う。
例えば、クラスの行事予定など

(3) あらかじめ調べておいた学校外の掲示板システムで、どのように利用されているか説明する。

- ・ たくさんの人に短時間で情報提供ができること
- ・ だれでも利用できること
- ・ たくさんの人から知識や情報を求めることができること

(4) 学習ユニットを3画面目まで表示して見せる。

<ここで考えさせる>

- ・悪口を書くことについて
- ・本当にばれないか？
- ・自分がかかれたらどうか？

(「 のあほ！」とか、となりの席の子の名前で書かせてみるなど、実際にさせてもいい。)

<予想される反応>

- ・「書きたくない」
- ・「このやろう書いたな！」

(5) イン트라ネット内のログを見せる。

どのコンピュータから何時何分何秒に書き込んだのか記録が残るようになっていることを知らせ、この時間内のログを見せる。

(6) 学習ユニットの残りを見せる。

(注) 課題学習的な授業構成にしておき、その中で電子掲示板を課題別に用意し、それを生徒が利用するように仕組んでおく。

その中でトラブルが発生してから、この授業を行うか、掲示板を使用する最初の段階、または少しなれてきた段階でこの授業をする。

5. 学習課題に関する学習ユニット以外の問題事例

(実際に起こった事例や今後発生が予想される事例)

掲示板で知人女性を中傷 消防署員を名誉棄損で逮捕，長野県警

<http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/archive/200009/20-2.html>

ホームページに侮辱文書掲載で科料命令

<http://www.mainichi.co.jp/digital/netfile/jamjam/9711/19.html>

ニフティサーブ事件裁判一審判決概要

http://member.nifty.ne.jp/itaru_watanabe/chosakuken/main.html#niftycase

ニフティサーブ名誉毀損事件第一審判決

http://www.isc.meiji.ac.jp/~sumwel_h/doc/juris/tdcj-h9-5-26.htm

6. 問題事例が発生した際の教師や保護者サイドの対処法，問題解決法

地域の掲示板や公民館の壁などに落書きをしたのと同じ対応とする。

落書きの内容によっては保護者召喚，本人，保護者が被害生徒に謝罪する。

* あらかじめ，どこまでが学校の指導範囲かを保護者に説明しておく必要あり

* 本当は家庭の端末からやったことは家庭が全責任を持つのが原則

* でも，しばらくは家庭で指導できないことが予想されるので，保護者向けに説明会を

開いたり説明文書を配布するような手だてが必要

7. 学習課題に関するFAQ

Q1. こういった話をすると生徒がイタズラ書きをしないか心配でネットワークを使わせることに慎重になる先生が出てきそうで、心配ですが？

A. インターネット端末は今や家庭、公共施設、街頭などにあふれています。
交通事故が怖いから、自転車の乗らせないということではなく、どのように上手に使えるか？ということをご指導していくべきでしょう。
心配な方は校内ネットワークで練習をさせてから、インターネットを使わせたり、情報モラルに関する教育を行った上でインターネットを使わせるようにしましょう。

Q2. いたずら書きを実際にされたらどのようにすればいいですか？

A. まず、その掲示板の管理者に連絡をし、削除作業とだれが書き込んだのかを調査してもらうように求めましょう。
ひどく傷つけられた場合は名誉毀損で訴訟を起こすことも検討してもいいでしょう。
(その際、学校が個人の代理をすることはできないことの理解を得ておく必要がある)

Q3. 企業などが運営しているサイトの場合、会員のプライバシー保護を理由にだれが書き込んだのかを教えてくれない場合はどうすればいいのでしょうか？

A. 警察に届け出てみましょう。

8. 学習課題に関するリンク集

警視庁ハイテク犯罪対策総合センター

<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/soudan/haiteku/haiteku1.htm>

週間セキュリティー通信

[第5回] どこからがネット犯罪?(その1)

http://pcgaz.nikkeibp.co.jp/pg/pcgaz/minicol/1/col_5.shtml

電腦ネット犯罪相談コーナー

<http://www.joho110.com/thtt.htm>

電腦ネット犯罪対策コーナー

<http://www.joho110.com/thti.htm>

消費者向け啓発

<http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/densi/keihatu.html#7>